

維持管理費算出の考え方の整理

県（産業支援・人材育成施設及び川越地方庁舎）及び市（市公の施設及び市直営施設）の維持管理費算出の考え方は下記による。事業収支計算書（様式 8-13 及び 8-14）を作成するに当たって留意すること。

県及び市の区分、各施設（産業支援・人材育成施設、川越地方庁舎、市公の施設及び市直営施設）の区分は、添付資料 2「各階平面図」、添付資料 3「県・市施設面積総括表」、添付資料 4「諸室面積表」による。

- (1) 専用部分に係る維持管理費は、添付資料 2 及び 4 の区分に応じた負担とする。
- (2) 共用部分に係る維持管理費は、添付資料 3「県・市施設面積総括表」の本体面積計の構成比によって県及び市に按分する。
- (3) 駐車場に係る維持管理費は、添付資料 3「県・市施設面積総括表」の駐車場の構成比によって県及び市に按分する。
- (4) 光熱水費は、添付資料 8 の計量区分表をもとに上記(1)~(3)により利用量によって負担する。
- (5) 次の各設備に係る維持管理費の県、市の負担割合は、折半とする。県又は市の中では各施設の費用負担は添付資料 3「県・市施設面積総括表」の本体面積計の割合によって按分する。
 - ① 太陽光発電設備
 - ② 電気設備のうち共用設備
 - ③ 空調設備のうち共用設備
 - ④ 給排水設備のうち共用設備
 - ⑤ 非常用発電設備
- (6) 外構に係る維持管理費の県及び市の負担割合は、折半とする。県は「産業支援・人材育成施設」（様式 8-13 において（2）支出の■維持管理費〔産業支援・人材育成施設〕に計上）の負担とし、市は「市公の施設」の負担とする。
- (7) 施設全体に係る維持管理費（駐車場部分を除く。）で専用部分に係る維持管理費を計算することが困難な場合は、添付資料 3「県・市施設面積総括表」の本体面積計の構成比によって県及び市に按分する。